

27 東児福第 55 号
平成 27 年 10 月 30 日

東京都知事 舛添 要一 殿

東京都児童福祉審議会
専門部会（家庭的養護の推進）
部会長 柏女 霊峰

家庭的養護の推進に関する緊急提言

都は、これまで、養育家庭、ファミリーホーム、グループホームなどの家庭的養護を推進しており、社会的養護に占めるその割合は、15年前の約1割から、約3割となった。

こうした取組を一層強化・充実させるため、本年4月に「東京都社会的養護施策推進計画」を策定し、15年後の平成41年度において、家庭的養護の割合を概ね6割まで引き上げる目標を新たに掲げた。

当部会は、この目標の実現に向けた具体策を検討するため、本年8月に設置されたものであり、今後、子供一人ひとりの状況に合わせた養育環境を提供するための課題や方策について、約1年の期間をかけて専門的見地から議論する予定である。

しかしながら、この間においても、社会的養護の下にある子供達が、一人ひとりの状況に合わせた、より適切な環境で養育されるよう、以下の事項については、当部会の議論を待たず、早急に取り組むよう提言する。

記

1 養育家庭の登録数の拡大

養育家庭の登録数の拡大を図るためには、より多くの都民に制度を浸透させるとともに、登録への動機付けとなる広報が必要である。

そのため、区市町村、里親支援機関、里親会などの関係機関との連携を強化し、各地域における取組の充実を図るとともに、都内全域で統一的な広報を展開すること。

実施にあたっては、民間団体等の幅広いノウハウを活用すること。

2 養育家庭等の養育力の向上

社会的養護を必要とする子供の中には、情緒的・発達的問題など何らかの課題を抱える子供が増えている。

そのため、養育家庭等のうち未委託の家庭や経験の浅い家庭においても、子供一人ひとりの状況に応じた養育ができるよう、実践的かつ個別的な研修を実施するなど、養育家庭等の養育力の向上を図ること。

また、体調管理が難しい乳幼児や情緒的な問題等を抱える子供への対応について、養育家庭等が専門的な見地から継続的に支援が受けられる体制を整備すること。

3 グループホーム及び法人型ファミリーホームの設置促進

社会的養護が必要な子供に、できる限り家庭的な養育環境を提供するためには、引き続きグループホームや法人型ファミリーホームの設置を促進する。

そのため、大都市東京の実情を踏まえ、グループホームや法人型ファミリーホームの開設に必要な経費を支援すること。

また、少人数体制のグループホーム等では、職員は孤立しやすいため、職員育成体制の充実や、本体施設からの支援機能を強化すること。

4 児童相談所の体制整備

家庭的養護を充実するには、委託後の支援はもとより、委託前から子供一人ひとりに対し、児童相談所がきめ細かな支援を一貫して行うことが重要である。

そのため、児童福祉司及び児童心理司を更に増員するなど、児童相談所の相談支援体制の強化を図ること。